

議案第68号

寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和4年11月25日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

非常勤消防団員の報酬等の基準に鑑み、消防団員に支給する報酬を改定等するため
提案する。

寒川町条例第 号

寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年寒川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条及び第13条を次のように改める。

（報酬）

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員には、次により年額報酬を支給する。

団長 年額 156,200円

副団長 年額 138,000円

分団長 年額 122,000円

副分団長 年額 74,100円

部長 年額 56,100円

班長 年額 51,100円

団員 年額 47,700円

3 団員が災害、訓練等（点検、研修、広報活動等の災害以外の活動をいう。）の職務に従事する場合においては、次により出動報酬を支給する。

災害の場合 1日につき 8,000円

災害以外の場合 1日につき 4,000円

4 前項の規定にかかわらず、1日の職務に従事する時間が4時間未満の場合における

出動報酬の額は、次のとおりとする。

災害の場合 1日につき 4,000円

災害以外の職務の場合 1日につき 2,000円

- 5 報酬の支給方法については、寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年寒川町条例第19号）第3条を準用する。

(費用弁償)

- 第13条 団員が公務のため旅行した場合においては、費用弁償を支給し、その額及び支給方法は、寒川町職員の旅費に関する条例（昭和38年寒川町条例第7号）に定める8級の職員の旅費の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第3項及び第4項の規定は、施行日以後に団員が災害（改正後の条例第8条に規定する災害をいう。以下同じ。）、訓練等（改正後の条例第12条第3項に規定する訓練等をいう。以下同じ。）の職務に従事する場合における出動手当について適用し、同日前に団員が災害、訓練等の職務に従事する場合における出動手当については、なお従前の例による。

寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～ (服務規律) 第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、 <u>水火災その他の災害</u> の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところにしたがい、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。 ～略～	～略～ (服務規律) 第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、 <u>災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)</u> の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところにしたがい、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。
<u>(報酬)</u> 第12条 団員には、次により報酬を支給する。 團長 年額 <u>156,200円</u> 副団長 年額 <u>138,000円</u> 分団長 年額 <u>122,000円</u> 副分団長 年額 <u>74,100円</u> 部長 年額 <u>56,100円</u> 班長 年額 <u>51,100円</u> 団員 年額 <u>47,700円</u>	<u>(報酬)</u> 第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。 2 団員には、次により年額報酬を支給する。 團長 年額 <u>156,200円</u> 副団長 年額 <u>138,000円</u> 分団長 年額 <u>122,000円</u> 副分団長 年額 <u>74,100円</u> 部長 年額 <u>56,100円</u> 班長 年額 <u>51,100円</u> 団員 年額 <u>47,700円</u>
2 報酬の支給方法については、寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年寒川町条例第19号)第3条を準用する。	3 団員が災害、訓練等(点検、研修、広報活動等の災害以外の活動をいう。)の職務に従事する場合においては、次により出動報酬を支給する。 災害の場合 1日につき <u>8,000円</u> 災害以外の場合 1日につき <u>4,000円</u>
	4 前項の規定にかかわらず、1日の職務に従事する時間が4時間未満の場合における出動報酬の額は、次のとおりとする。 災害の場合 1日につき <u>4,000円</u> 災害以外の場合 1日につき <u>2,000円</u>
	5 報酬の支給方法については、寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年寒川町条例第19号)第3条を準用する。

(費用弁償)

第13条 団員が水火災その他の災害又は警戒等の職務に従事した場合においては、費用弁償として出動手当を支給するものとし、その額は、次の各号により支給する。

(1) 水火災その他の災害又は警戒出動 1回につき 1,000円

(2) 訓練等出動 1回につき 500円

2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合においては、費用弁償を支給し、その額及び支給方法は、寒川町職員の旅費に関する条例(昭和38年寒川町条例第7号)に定める8級の職員の旅費の例による。

～略～

(費用弁償)

第13条 団員が公務のため旅行した場合においては、費用弁償を支給し、その額及び支給方法は、寒川町職員の旅費に関する条例(昭和38年寒川町条例第7号)に定める8級の職員の旅費の例による。

～略～

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第12条第3項及び第4項の規定は、施行日以後に団員が災害(改正後の条例第8条に規定する災害をいう。以下同じ。)、訓練等(改正後の条例第12条第3項に規定する訓練等をいう。以下同じ。)の職務に従事する場合における出動手当について適用し、同日前に団員が災害、訓練等の職務に従事する場合における出動手当については、なお従前の例による。